

## 焼津市認可外保育施設利用者補助金のご案内

### 事業概要

保育を必要とする3歳未満（0～2歳児）の乳幼児が、市が認める認可外保育施設を利用した際の月額保育料の一部を補助します。

### 補助の要件

- 1 通園児及び保護者が市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- 2 通園児の保護者は、焼津市の保育の実施基準に該当していること。  
（※保育の実施基準は、保育園の入所基準と同じです。）
- 3 通園児は、認可外保育施設に入所した日の属する月の初日（前年度から継続して入所している場合は、当年度の4月1日）における満年齢が3歳未満であること。
- 4 認可外保育施設を月単位で利用していること。
- 5 市税及び保育料の滞納がないこと。

### 認可外保育施設の要件

- 1 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設であって、同項の規定により届出をしている施設であること。
- 2 認可外保育施設指導監督基準に適合し、その旨を証明する証明書の交付を受けている施設であること。
- 3 事業を行う者がその事業所の従業員のために設置した施設で、当該従業員のみが利用できるものを除く。

### 【参考】焼津市に所在する要件を満たす認可外保育施設

- ・常緑保育園
- ・保育所きぼう焼津みなみ園
- ・保育所きぼう焼津こがわ園
- ・保育所きぼう東こがわ園
- ・コミュニティホーム長者の森 保育所もりのくまさん
- ・いちご保育園西焼津園
- ・きつずらんどすまいる
- ・保育所ちびっこハウス八楠園

### 補助金額

認可外保育施設に支払った月額保育料基本額と当該補助対象者に係る補助対象通園児が認可保育所に入所した場合に、当該補助対象者が負担すべき月額保育料の差額を補助します。

ただし、補助金額の月額は 52,500 円を上限とします。

### 【補助金算定方法】

(支払った月額保育料－認可保育所の月額保育料) × 月数 = 補助金額

### 申請方法

#### 1 申請書類

(1) 焼津市認可外保育施設利用者補助金交付申請書 (第 1 号様式)

(2) 支給認定証の写し

(3) 支給認定を受けていない場合は就労証明書等

※ 申請書を訂正する場合は必ず訂正印をお願いします。

※ 申請時には必ず印鑑を持参してください。郵送での申請も可能ですが、不備がある場合はご来庁いただく場合があります。

#### 2 申請期間

平成 28 年 11 月 30 日 (水) まで

#### 3 提出先

焼津市こども育成課 保育・幼稚園担当

〒425-8502

焼津市本町五丁目 6 番 1 号 (アトレ庁舎 1 階)

Tel. 054-626-2772